

参考 市内の協力医療機関

下記の医療機関は、一律1,000円(税込)で医師意見書の発行を受けることができます。
※耳鼻咽喉科の医療機関であれば、市内外に関わらず受診可能ですが、医師意見書の作成料は各医療機関の任意価格となります。

医療機関名	電話番号	所在地
きくち耳鼻咽喉科クリニック	32-4187	青梅市今寺5-12-3
青梅耳鼻咽喉科	34-9833	青梅市新町2-16-2
青梅駅前耳鼻咽喉科	84-0506	青梅市本町120

参考 認定補聴器技能者が在籍する近隣の販売店

※下記以外の店舗でも購入できますが、認定補聴器技能者の在籍する店舗でご購入ください。
※認定補聴器技能者の在籍する店舗以外で購入した場合は、助成の対象外となります。

R6.8.1現在

自治体名	店舗名	電話番号	所在地
青梅市	ファミリー補聴器	0428-33-1192	青梅市新町9-4-2
福生市	ブルーム福生	042-530-2601	福生市本町97
	福生補聴器センター	042-539-1103	福生市牛浜92-1
西多摩郡日の出町	クラシカエル イオンモール日の出店	042-588-5050	西多摩郡日の出町平井237-3 イオンモール日の出 1F
	OPTIQUE PARIS MIKI イオンモール日の出店	042-519-9277	西多摩郡日の出町平井237-3 イオンモール日の出 3F

(公財)テクノエイド協会の認定補聴器技能者検索システムより

その他の店舗の検索はこちら▶



補聴器購入時のポイント

補聴器をどのように使用した
いか「目的」を伝えましょう。

できるだけ、ご家族などと一緒
に販売店へ行きましょう。
◎補聴器の効果を十分に発揮する
ためには、家族や周囲の配慮や
応援も重要です。



どんな時に聞こえにくいかなど
できるだけ細かく伝えましょう。

定期的に耳鼻咽喉科を受診し
たり、認定補聴器技能者に相
談をしましょう。
◎補聴器は、日頃のお手入れや販
売店での定期的なメンテナンス
が必要です。

※参考：一般社団法人日本補聴器販売協会「はじめての補聴器 入門編」より

お問い合わせ・郵送先

〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1
青梅市 健康福祉部 高齢者支援課 いきいき高齢者係
電話：0428-22-1111(内線2157)

市ホームページはこちら▶



「青梅市高齢者補聴器購入費助成事業」のご案内

最近

「耳の聞こえ」で 気になることはありませんか？

聴力機能は、加齢とともに徐々に低下していきます。60歳代後半では、3人に1人が加齢性難聴に悩んでいると言われています。加齢性難聴は、治療によって回復させることが困難なため補聴器の装用などで対応する必要があります。

聞こえのセルフチェック

難聴は自分で気づかないことがあるため、「聞こえのセルフチェック」を活用して、聞こえにくさの早期発見を行いましょう。

- 会話をしているときに聞き返す。
- 後ろから呼びかけられると気づかないことがある。
- 聞き間違いが多い。
- 話し声が大きいと言われる。
- 見えないところからの車の接近に気づかない。
- 電子レンジなどの電子音が聞こえない。
- 耳鳴りがある。

- 1～2個…実生活でお困りのことがあれば耳鼻咽喉科を受診しましょう。
- 3～4個…耳鼻咽喉科で相談してみましょう。
- 5個以上…早めに耳鼻咽喉科を受診することをおすすめします。

◎耳鼻咽喉科では治療で回復する難聴に対しては治療を行い、回復が難しい難聴に対しては補聴器が必要なかどうかを診断します。聞こえにくさを実感している方や、セルフチェックで3個以上該当する方は、耳鼻咽喉科を受診し相談をしてみましょう！

※参考：一般社団法人日本補聴器販売協会「はじめての補聴器 入門編」より

聞こえにくさ(難聴)による影響は？

自動車の音が聞こえず、
ぶつかりそうになる

電話の呼び出し音や玄関の
チャイムに気づかなくなる

家族や友達とのコミュニケー
ションがとりにくくなる



会話によるコミュニケーションを避け、外出を控えるようになることも…

聞こえにくさが、認知機能の低下に大きく影響すること…

必ず補聴器購入前に
ご相談ください!!

「青梅市高齢者補聴器購入費助成事業」のご案内

加齢による聴力機能の低下で、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に、補聴器の購入費(上限40,000円)を助成します。

対象者 ※以下の要件をすべて満たす方

- 1 青梅市に住所を有する満65歳以上の方(申請年度中に65歳になる方を含みます)
- 2 住民税非課税の方
- 3 障害者総合支援法にもとづく補装具としての補聴器の支給対象でない方
- 4 過去5年以内に、本事業による助成を受けていない方
- 5 耳鼻咽喉科を受診し、中等度難聴(両耳の平均聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満)以上であると診断を受け、その意見書等を得ることができる方

申請方法(手続きの流れ)

1 事前確認依頼書の提出

「事前確認依頼書」を市へ提出してください。

依頼書 配布場所
・高齢者支援課
・青梅市ホームページ

※右の二次元バーコードから電子申請も可能です。



対象者要件の①～④の事前確認ができた方へ、市から「申請書」「医師意見書」のほか、見積書作成に必要な書類をお送りします。

2 受診

市が送付した「医師意見書」を持って、耳鼻咽喉科を受診してください。

検査の結果、医師から補聴器が必要と診断を受けた場合、「医師意見書」の記入を受けてください。また、「純音聴力検査表(オーディオグラム)」を受け取ってください。

※医療機関を受診した場合でも、医師意見書の結果により助成の対象とならない場合があります。

なお、市内の一部の医療機関では、一律1,000円(税込)で「医師意見書」を発行しています。(4ページ参照)

3 見積書の取得

認定補聴器技能者が在籍する販売店で補聴器の購入相談・補聴器の試聴を行い、見積書を取得してください。

持ち物 認定補聴器技能者への案内文～見積作成用～

※近隣の対象販売店は4ページを参照してください。

4 書類提出 ※郵送可

以下の書類4点を市(高齢者支援課)へ提出してください。

- 提出書類
- 申請書
 - 医師意見書 ※医師が作成後、3か月以内のもの
 - 純音聴力検査表(オーディオグラム)
 - 見積書

審査の結果、助成を決定した方へ、市から「交付決定通知書」のほか、請求に必要な書類をお送りします。



5 購入

決定通知が届いた後、見積書を取得した販売店で補聴器を購入してください。

- 持ち物
- 交付決定通知書
 - 認定補聴器技能者への案内文～購入時用～

※交付決定前に購入した場合や、認定補聴器技能者の在籍する店舗以外で購入した場合は、助成の対象にはなりません。

6 請求 ※郵送可

補聴器購入後、以下の書類を市(高齢者支援課)へ提出してください。

- 提出書類
- 請求書
 - 購入した補聴器の領収書
 - 振込先の口座情報の確認できるもの(通帳やキャッシュカードの写し等)

内容確認後、助成金を指定の口座にお振込みします。

注意事項

1. 購入後の申請は助成対象外です。
2. 「医師の意見書」は、医師が作成後3か月以内に提出してください。
3. 医療費控除を検討される場合には、「補聴器適合に関する診療情報提供書」が必要となりますので、受診時に医師にご相談ください。
4. 集音器の購入費は、助成の対象となりません。
5. 診察料、検査料、医師意見書作成料、補聴器の保守点検費用、備品のみ購入は助成の対象外となります。
6. 他自治体から青梅市に転入してきた等の理由で、青梅市で住民税の課税状況が確認できない場合は、他自治体で発行した非課税証明書を提出していただく必要があります。